

平成 26 年度 大台ヶ原の利用に関する協議会（現地説明会）
意見交換の結果概要

- ◆日 時 平成 26 年 6 月 2 日（月） 11:00～15:20
- ◆場 所 大台ヶ原周回線歩道
- ◆出席者 関係機関 13 機関（林野庁三重県森林管理署、奈良県くらし創造部景観・環境局、奈良県警吉野警察署、三重県農林水産部、上北山村、大台町、上北山村商工会、奈良県勤労者山岳連盟、奈良県山岳連盟、三重県山岳連盟、日本山岳会関西支部、心・湯治館、大台・大峯植生談話会）
- ◆事務局 近畿地方環境事務所 4 名
- ◆議 事 （1）大台ヶ原周回線歩道（東大台）の歩道修復について（工法確定のための意見交換）
- ◆参加者の意見と対応方針

現地において参加者と意見交換をし、以下の対応方針で工事を行うことが合意できました。その際、当日出席できなかった参加者からの意見概要を口答で照会させていただきました。

（現地説明会）

No.	意見	対応方針
1. 設計図		
①	D1,2 地区で計画されている踏板は段差が大きいと、利用しにくくなる。	ご指摘について、踏板は排水のために下に横木を入れるため、既設踏板より高くなりますが、踏板の厚さを抑えることで、段差を抑えます。
②	E2,5 地区では歩道外への排水等を計画しているが、⑮⑲付近に水切りが可能な場所がある。⑳付近は既設石組が一部崩れて浮き石になっており対策が必要ではないか。㉑は歩行路を限定すれば土留め工が不要になるのではないか。	ご指摘のとおり、排水導流工 2 箇所と土留め工による既設石組の復旧 1 箇所を追加します。また、歩行路を限定するためのロープ柵を追加し、㉑の土留め工は計画を削除します。
③	歩道脇の側溝に土石が溜まっている箇所があり、排水を阻害している。	ご指摘のとおり、側溝が一部詰まっている箇所については、今後清掃作業を実施します。
④	歩道内に枝がたれてきている場所があり、安全確保のための最小限の枝払いが必要ではないか。	ご指摘について、現在大台ヶ原の歩道上で支障となる枝は、歩道外へロープで引っ張ることで対処していますが、ロープが切れることもあり、対策としては十分とは言えない面もあります。地域のルールとして行っているものであり、今後大台ヶ原の利用に関する協議会で議論したいと存じます。

(意見書)

No.	意見	対応方針
1. 対策工設計図		
①	C地区の砂利水路は砂利が埋没、流出して機能しなくなるため、径300位の石でしっかりした横断側溝を設置してはどうか。	ご指摘の現場は傾斜が緩やかで、水が抜けにくいいため、暗渠としての砂利水路で対策を図りたいと存じます。
②	D地区(㉑㉓など)で大きな石の現地調達等は難しく、基岩が露出しているわけではないため半割丸太2本を2列に並べた往復路の木道が景観的に違和感がないのではないかと。施工の際に回復しているミヤコザサは生かしてほしい。	ご指摘のとおり、排水を考慮した踏板とします。列数は排水不良時の対策として既設と同様に1列にしたいと存じます。また、施工時に周辺植生へ配慮するよう工事管理を行います。
④	E5地区㉒㉔の谷止め工や㉖のロープ柵復旧について、基岩は硬いため鉄筋の本数や打ち込み深さが重要であり、設計業者への指示、チェックが必須と考える。	適切な機能確保のための工事管理を行います。
⑤	大台ヶ原では木の根が出ている場所は他にもあり、E5地区㉙㉚、E4地区㉑、E3地区㉗㉘の土留め工は不要である。E2地区⑤もこのままで登降できる。	路面浸食の抑制のための必要最小限の土留め工と考えており、対策を図りたいと存じます。
⑥	E2地区⑧⑨は右手にまき道が出来ていたと思われるため、その利用でよいのではないかと。施工する場合は段差も高いため土留め1段では無理ではないかと。	まき道は不明瞭のため、必要な土留めの段差を精査した上で、対策を図りたいと存じます。
⑦	E1地区は施工後40年が経過し全体的に浮いてきており、モルタルで一時的に浮石を止めても周辺の劣化から更に浮石が増えると思われる。今すぐに抜本的な修復が必要と判断できないかと。また、雨水の直線的な流下により排水路が壊れやすい地区のため、頑丈な排水工と巡視・補修が必要と考える。	ご指摘の現場は全体が崩れている状況ではないため、今回は据え直しによる復旧のみを行いたいと存じます。また、日常の維持管理についても継続的に実施していきたいと存じます。

(意見書)

No.	意見	対応方針
⑧	今回「現地説明会」開催の目的が「決定の説明」ととどまるとすれば、「立案のための現地での関係者の意見聴取」という従来の目的とは大きくことなり、その変質に違和感をおぼえ、今後の「現地説明会」の在り方を危惧する。「説明」よりも「意見聴取」に力点を置くのが本来ではないか。	東大台の歩道修復については、平成 25 年度の協議会及び利用対策部会でそれぞれ 2 回ずつ意見交換を行わせて頂きました。今回の意見交換はこれまでの意見交換を踏まえて、現地で工法の細部について調整し、工法を確定するためのものです。一方的な説明ではないので、ご指摘を受け誤解のないようにタイトルも「工法確定のための意見交換」に改めます。
⑨	C 地区の正木ヶ原・尾鷲辻間について、ロープ柵をバイパスの外側に設置したことにより施行後 10 年を経た現在でも、ミヤコザサの中のバイパスを歩く登山者が絶えない。バイパスによって植生が破壊されると認識してロープ柵等の登山道を整備しており、ロープ柵をバイパスの内側（登山道側）への設置替えが必要ではないか。	ご指摘のとおり、C 地区は一部歩道が複線化しており、現在ロープ柵により片側のみの歩道の利用を促しております。今回、排水不良地対策等の利用歩道の修復を計画しており、複線化の防止と併せて対策を図りたいと存じます。
⑩	パトロールを繰り返し、小さな破損の迅速な補修により、この歩道を末永く維持する必要がある。豪雨への対応のため計画の水叩石を径 200 以上から 300 以上に変更したが、現場の厳しい状況から 400 以上がより望ましいと感じる。	ご指摘の点については、運搬方法を踏まえて可能な対応を図りたいと存じます。
⑪	E1 地区は登山道であり、必要最小限の整備を厳守していただきたい。計画では歩道維持に重要な水路工の補修が抜けている。雨の度に崩れる石組の修復と共に、排水路に詰まった落枝落葉の撤去が継続に必要と考える。	水路工について維持管理レベルと考え修復計画には入れていません。簡易な補修や落枝落葉の除去は日常の維持管理で対応していきたいと存じます。
⑫	協議会関係者に対する説明以上に、業者に対して仕様書を遵守させる厳しい監視が必要と考える。	適切な施工が出来るよう工事管理を行います。